

○可茂衛生施設利用組合電子署名規程

令和 7 年 1 月 2 0 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、可茂衛生施設利用組合の職員が職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が真正なものであることを認証するために付与する電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(電子署名)

第 2 条 電子署名の職名は「管理者」とし、民間の電子認証局（以下「民間認証局」という。）が発行する電子証明書を用いて付与するものとする。

2 電子証明書を発行する民間認証局を定め、又は追加、変更したときは、これを公表するものとする。

(電子署名カードの保管責任者)

第 3 条 民間認証局が発行する電子証明書の電磁的記録が格納された媒体（以下「電子署名カード」という。）の保管責任者は総務課長とする。

2 保管責任者は、電子署名カードを厳正に取り扱い、盗難、不正使用等のないようにしなければならない。

(電子署名カードの新規発行等)

第 4 条 電子署名カードの新規発行、更新又は廃止を受けようとする者は、保管責任者の承認を受けなければならない。

2 保管責任者は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに指定の民間認証局に手続きを行うものとする。

(電子署名の使用)

第 5 条 電子署名を使用する者（以下「使用者」という。）は、電子署名が必要となる文書に決裁その他の証拠書類を添えて、保管責任者の承認を受けなければならない。

2 保管責任者は、前項の規定による承認をしたときは、電子署名カードを使用者に貸し出すものとする。

3 使用者は、電子署名カードを組合外に持ち出してはならない。

4 使用者は、電子署名に係る必要な事務を終了したときは、直ちに電子署名カードを保管責任者に返却しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。